

第9章 指定官庁による検査

(特許法第184条の20第1項(実用新案法第48条の16)の申出)

受理官庁が国際出願日を認めることを拒否した場合若しくは国際出願が取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合、又は国際事務局が特許協力条約第12条(3)の規定により所定の期間内に記録原本を受理しなかったと認定した場合(国際出願は取り下げられたものとみなされます。)、または、受理官庁がいずれかの国の指定は取り下げられたものとみなす旨を宣言した場合について、国際出願の出願人は、その拒否、宣言、又は認定に不服がある場合に各指定官庁に対し、受理官庁、国際事務局の行った拒否、宣言、又は認定が条約及び条約に基づく規則に照らし正当か否かについて決定を求めることができます。

指定官庁がそれらの拒否、宣言、又は認定が正当でない旨の決定をした場合には、当該国際出願は当該指定官庁に係る国における効果に関する限り、そのような過失の結果が生じなかったものとして取り扱われます。(条25)

※以上の規定を受け、特許法第184条の20を設け日本国指定官庁においても、出願人の申出により検査を行います。ただし、条約第48条(遵守されなかった期間)、規則第82の2(特定の期間が遵守されなかったことによる遅滞についての指定国又は選択国の許容)については、これを受ける国内法令を設けていないため認められません。

1. 拒否、宣言、認定

(1) 受理官庁による拒否、宣言

- ① 国際出願日を認めることの拒否 (規20.4)
- ② 国際出願が取り下げられたものとみなす旨の宣言
(条14(1)(b)、同(3)(a)、同(4)、規26.5)
- ③ 指定国の指定が取り下げられたものとみなす旨の宣言 (条14(3)(b))

(2) 国際事務局による認定

所定の期間内に記録原本を受け取っていないことの認定 (条12(3))

2. 出願人等への通知

(1) 受理官庁により拒否、宣言が行われた場合に受理官庁は、その旨を出願人、国際事務局に通知します。(規20.4(i)・(ii)、規29.1)

(2) 受理官庁が国際出願、指定国の指定を取り下げたものとみなす旨の宣言をした場合に国際事務局は、指定官庁にその旨を通知します。(規29.1)

- (3) 国際事務局の認定のうち特定の場合に国際事務局は、出願人、受理官庁にその旨を通知します。(規 2 2. 1 (c))

3. 出願人による送付請求

出願人は、拒否、宣言又は認定の通知の日から2月以内に当該通知の写しを添付して、当該出願に関する書類を出願人が特定した指定官庁に送付することを国際事務局に請求することができます。(条 2 5 (1) (a)・(b)、規 5 1. 1、規 5 1. 2)

4. 特許法第184条の20第1項（実用新案法第48条の16）の申出

国際出願の出願人は、日本国を指定している国際出願について、上記の拒否、宣言又は認定がされたときは、所定の期間内に特許庁長官に条約第25条(2)(a)に規定する決定をすべき旨の申出をすることができます。

(1) 申出の期間

宣言、拒否又は認定が出願人に通知された日から2月以内。

(特施 3 8 の 7、実施 1 6)

(2) 申出の手数料

申出書1件について

- ① 国際特許出願 14,000円 (特 1 9 5 (2)、手数料令 1 (2) ⑤)
- ② 国際実用新案登録出願 14,000円 (実 5 4 (2)、手数料令 2 (2) ③)

手数料の納付は、特許印紙によるときは、「特許協力条約第25条の規定による検査の申出書」に特許印紙（消印しないでください。）を貼付し、現金による場合には、納付済証（特許庁提出用）を添付して行います。

(3) 申出書の記載要領

申出書は、「特許協力条約第25条の規定による検査の申出書」（特施様式55（特施38の8）、又は実施様式12（実施17））により作成します。

なお、検査の申出は特定手続の対象となっていないので書面手続となります。

- ① 【国際出願番号】の欄は、「PCT/US2000/012345」のように国際出願番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、その国際出願の提出年月日及び書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を記載するか、又は、「別添願書写しの通り」と記載し、当該国際出願の願書の写しを添付します。

(特施様式55備考1、実施様式12備考2)

- ② 【申出の趣旨】の欄は、拒否、宣言又は認定のいずれかに係る申出であることを記載

します。 (特施様式 5 5 備考 3、実施様式 1 2 備考 4)

(4) 外国語でされた国際出願の場合の翻訳文

申出に際しては、以下の翻訳文を提出しなければなりません。

(特 1 8 4 の 2 0 (2)、実 4 8 の 1 6 (2))

- ① 明細書
- ② 請求の範囲
- ③ 図面 (図面の中の説明に限る。)
- ④ 要約
- ⑤ その他経済産業省令で定める国際出願に関する書類 (特施 3 8 の 9)
 - a 出願人が受理官庁又は国際事務局に提出した書類
 - b 受理官庁又は国際事務局が行った処分に関する書類

(5) 補正指令

申出の手續に方式上の瑕疵が発見されたり、手数料が納付されていない等の場合には、特許庁長官は、申出人に対して期間を指定して補正を行うよう求めます。

(特 1 7 (3)、実 2 の 2 (4))

(6) 補正されない場合

補正指令に対して指定期間内に適正な補正が行われなかった場合には、特許庁長官は当該申出の手續を却下することになります。

(特 1 8、実 2 の 3)

5. 決定

特許庁長官は検査の申出があったときは、申出に係る拒否、宣言又は認定が条約及び条約に基づく規則に照らして正当であるか否かの決定をします。

(条 2 5 (2) (a)、特 1 8 4 の 2 0 (3)、実 4 8 の 1 6 (3))

(1) 正当でない旨の決定

拒否、宣言又は認定が条約・規則の規定に照らして正当でない旨の決定を特許庁長官がしたときは、当該国際出願についてその拒否、宣言又は認定がなかったものとした場合において国際出願日となったものと認められる日にされた特許出願 (実用新案登録出願) とみなされます。

(特 1 8 4 の 2 0 (4)、実 4 8 の 1 6 (4))

(2) 正当である旨の決定

拒否、宣言又は認定が、条約・規則の規定に照らして正当である旨の決定を特許庁長官がした場合には、当該国際出願は特許出願とはみなされません。

(検査の申出書の記載例)

【書類名】	特許協力条約第25条の規定による検査の申出書		
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)		
【あて先】	特許庁長官	殿	
【国際出願番号】	PCT/US20〇〇/012345 (注2)		
【発明者】	(注3)		
【住所又は居所】	アメリカ合衆国 ニューヨーク州 10566 コートラン ツ マンナ ミリングトン ロード500		
【氏名】	エルビス・ウォルター・ジョセフ		
【申出人】			
【識別番号】	300004342		
【氏名又は名称】	パテマル・コーポレーション		
【代理人】			
【識別番号】	100001234		
【弁理士】			
【氏名又は名称】	国際 太郎		
(【納付年分】	第1年分から第 年分) (注4)		
【拒否(宣言、認定)の通知を受けた日】	20〇〇年〇〇月〇〇日		
【国際事務局へ国際出願の写しの送付を請求した日】	〇〇〇〇年〇〇月〇〇日		
【申出の趣旨】	(注5)		
【申出の理由】			
【提出物件の目録】			
【物件名】	国際出願の翻訳文	1	

特許の場合は特許法施行規則第38条の8(様式55)により、実用新案の場合は実用新案法施行規則第17条(様式12)により作成してください。

(注1) 手数料の納付は、特許印紙によるときは、特許協力条約第25条の規定による検査の申出書に特許印紙(消印しないでください。)を貼付し、現金による場合には、納付済証(特許庁提出用)を添付して行います。

(注2) 【国際出願番号】の欄は、「PCT/US20〇〇/012345」のように国際出願番号を記載し、国際出願番号が通知されていないときは、その国際出願の提出年月日及び書類記号(願書に記載されている場合に限る。)を記載するか、又は、「別添願書写しの通り」と記載し、当該国際出願の願書の写しを添付します。

(注3) 実用新案の場合は、【考案者】とします。

(注4) 【納付年分】は実用新案の場合のみ、欄を設けて記載してください。

(注5) 【申出の趣旨】の欄は、拒否、宣言又は認定のいずれかに係る申出であることを記載します。